

**神奈川県看護協会 患者安全警報 No.21**  
**<在宅で使用したインスリン注射や微量採血用の針の廃棄方法と**  
**患者教育について>**

平成 22 年 6 月 30 日

平成 22 年度も約 3 ヶ月が経ちますが、皆様の施設では新人職員も仕事や環境に慣れてきたころでしょうか？

さて、今回のテーマは「在宅で使用したインスリン注射や微量採血用の針の廃棄方法と患者教育について」です。

微量採血器具やインスリン注射の針による針刺し事故の報告は後を絶ちません。下記のように患者が持参した使用済み針により、医療職以外の人も針刺し事故に遭遇している等の問題点があります。

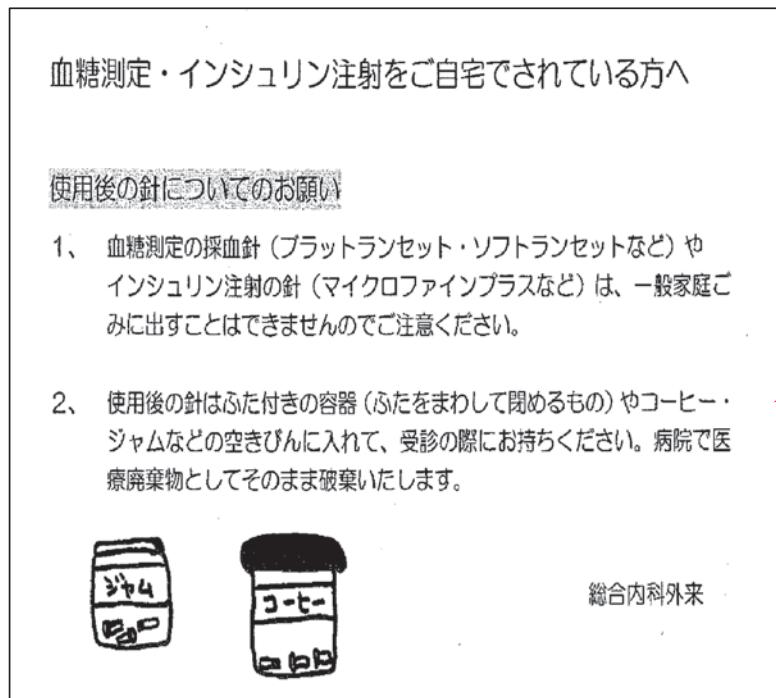
今回、医療安全情報検討ワーキンググループ（以下、本ワーキンググループ）では、自己血糖測定、インスリン自己注射を行っている患者への教育内容や方法、在宅で使用した針の廃棄方法等の現状について情報交換を行ないました。その中で、患者教育のポイントが見えてきたのでご紹介します。

### 1. 問題点について

- 1) 外来受付で、80歳代の患者が事務職員に半透明のビニール袋を差し出し、「これお願いしましたんだけど。」とバックから取り出し手渡した。手渡された瞬間、手のひらに何か刺さったような感じがしたので見てみると、ビニール袋から針が突き出ていて受傷した。
- 2) 巡回中の保安員が、外来の患者教育を行う机の上に黒いビニール袋が置かれていたので、ゴミの置き忘れだと思い片付けようと触ったところ、手に何か刺さったような感じがしたので見てみると、ビニール袋から針が突き出ていて受傷した。
- 3) 薬局で母親が目を離した隙に、幼児がゴミ箱の中に手を入れた。その際ゴミ箱に捨てられた針が刺さり手を受傷した。
- 4) 清掃業者が一般家庭から出されたゴミを収集しようとした際、針がゴミ袋に捨てられていたのに気が付かず、針が手に刺さり受傷した。
- 5) 針の廃棄に関する患者・家族指導は、パンフレットやポスターなどを用いて実施しているが指導を行っていても紙袋や紙の箱、ビニールの袋などに入れて持ってくる患者・家族が後を絶たない。
- 6) 外来窓口などでその都度説明をしているがなかなか改善されない。
- 7) 患者・家族に廃棄場所に直接捨ててもらうように指導していても、医師が診察時に受け取つてしまい、スタッフが対応に困った。
- 8) 専用の針捨て容器は販売されているが、コストがかかるためか定着しない。

など

## 2. 微量採血器具やインスリン注射針の廃棄についての患者教育の実際



横浜市立  
みなと赤十字病院で  
患者に手渡している  
説明書

針の廃棄場所・廃棄容器の設置  
についてのご案内

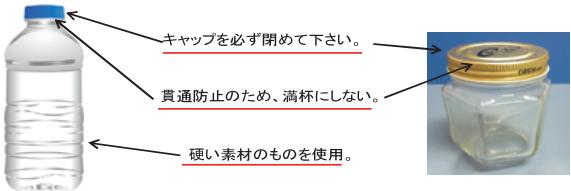
注射室内 と 診察室内 に、お持ちになった針を捨てていただく容器を設置しております。



針が入ったビンやペットボトルごと、  
白いボックスに捨ててください。



針は、貫通しないビンや缶、ペットボトルに入れ、こぼれたり飛び出したりしないようフタをきちんと閉めてお持ちください。  
安全管理上、中身(針)だけの移し替えはしないようお願いいたします。



※ 取り外し用のキャップをお使いの方は、穴のないキャップに付け替えて  
お持ちください。

ご不明な点は看護師までお尋ねください。  
菊名記念病院

## 針などを廃棄する容器例



ジャム等の瓶



つぶれにくいペットボトル

針の突き抜けて  
しまう柔らかい  
タイプのペット  
ボトルは禁止！



施設で提供しているもの（一例）



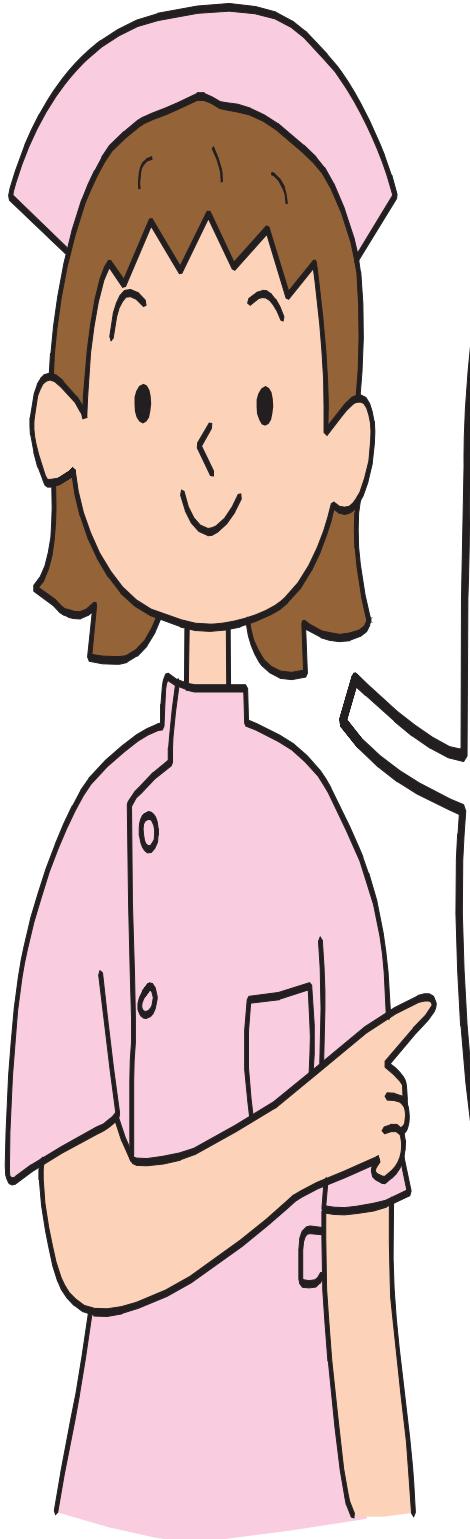
某メーカーの製品（一例）

## 廃棄場所の明示



《藤沢市民病院の例》

患者が病院に持参し回収箱に入れる  
(回収時間以外は入り口が施錠され  
立ち入り出来ないようになっています)



## ＜患者教育のポイント＞

### 使用済み針持参時の留意点！！

#### \* 1 適切な針入れ容器を選ぶ

- ① 堅牢な容器が原則  
(堅牢とは、びん・プラスチック・缶等で蓋の出来るもの)
- ② 患者が自分で用意できるか確認する
- ③ 患者が自分で用意できない場合は、医療機関で用意する
- ④ ビニール袋は針刺し事故の原因になる

#### \* 2 使用済み針は、容器の8分目までとして満杯に入れない

#### \* 3 回収場所を具体的に明示する

例) 内科外来処置室、専用の回収場所、○階・・

#### \* 4 施設内で使用済み針の処理方法について共通認識を持ち、統一した教育内容を提供する

#### \* 5 定期的に患者が理解しているかを確認しながら患者教育をする

### 3. 医療廃棄物処理に関する資料

診療報酬では **\*在宅自己注射指導管理料 820点**を算定する場合、針等の廃棄に対し充分な患者教育を行う必要があります。

#### C101 在宅自己注射指導管理料 820点

##### → 在宅自己注射を実施するに当たっての留意事項

- (1) 在宅自己注射に係る指導管理は、当該在宅自己注射指導管理料の算定の対象である注射薬の適応となる疾患の患者に対する診療を日常の診療において行っており、十分な経験を有する医師が行う。
- (2) 在宅自己注射の導入前には、入院又は週2回若しくは3回以上の外来、往診若しくは訪問診療により、医師による十分な教育期間を取り、十分な指導を行う。
- (3) かかりつけの医師と異なる医師が在宅自己注射に係る指導を行う場合には、緊急時の対応について当該かかりつけ医とも十分な連携を図る。
- (4) 在宅自己注射の実施に伴う廃棄物の適切な処理方法等についても、併せて指導を行う。

出典：診療報酬早見表〔医科〕2010年4月診療報酬改定準拠 P221～222 抜粋 医学通信社



## 1) 医療廃棄物の処理に関するそれぞれの役割

～平成20年3月 環境省

「在宅医療廃棄物処理に関する取り組み推進のための手引き」より一部抜粋～

### (1) 市町村の役割

平成17年の報告<sup>\*1</sup>で今後も引き続き検討することが必要であるとしながらも、現段階での最も望ましい方法として、注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する

### (2) 医療機関の役割

医療機関は、患者の在宅医療診療行為が適切に実施されるよう管理、指導を行う責務があるとともに、医療の専門家の立場から、患者が安全かつ適正な廃棄物の排出を行えるよう必要な情報提供、指導を行うことが必要である。

### (3) 訪問看護ステーションの役割

看護師等が患者宅に赴き、診療の補助等を行う際に生じた廃棄物のうち鋭利なものは、患者の事故防止や良好な療養環境の確保の観点から回収することが必要であると考えられる。こうした廃棄物については、看護師等が患者に適切に処理できるよう指導するとともに、訪問看護ステーションでの処理の検討が望まれる

### (4) メーカーの役割

医薬品、医療用具等を製造・販売するメーカーは、在宅医療に関わる事業者として、適正な処理が行いやすい製品や安全な回収に資する容器等の開発に努めるとともに、販売に際して、医療機関や患者に対して、在宅医療廃棄物の適正な処理方法に関する情報提供や、普及啓発用パンフレット、排出用容器の提供等により、適正な廃棄物処理に協力することが期待される。

<sup>\*1</sup> P7 「図4 在宅医療廃棄物の処理の現状」参照

## 2) 法的解釈

在宅医療廃棄物は廃棄物処理法では「産業廃棄物以外は、一般廃棄物とする」と定義されており、家庭から出るものであるため、家庭ごみ（生活一般廃棄物）に分類され市町村に責務があります。

1998年厚生省、2005年環境省が都道府県に出した通知書にて「一般廃棄物では在るが現時点でも最も望ましい方法として、注射針などの鋭利なものは医療機関等で回収、その他の一般廃棄物は、市町村が収集し、処理する」となっています。

### 3) 在宅医療廃棄物処理の流れ

～平成17年3月 環境省 在宅医療廃棄物取扱方法検討調査報告書より一部抜粋～

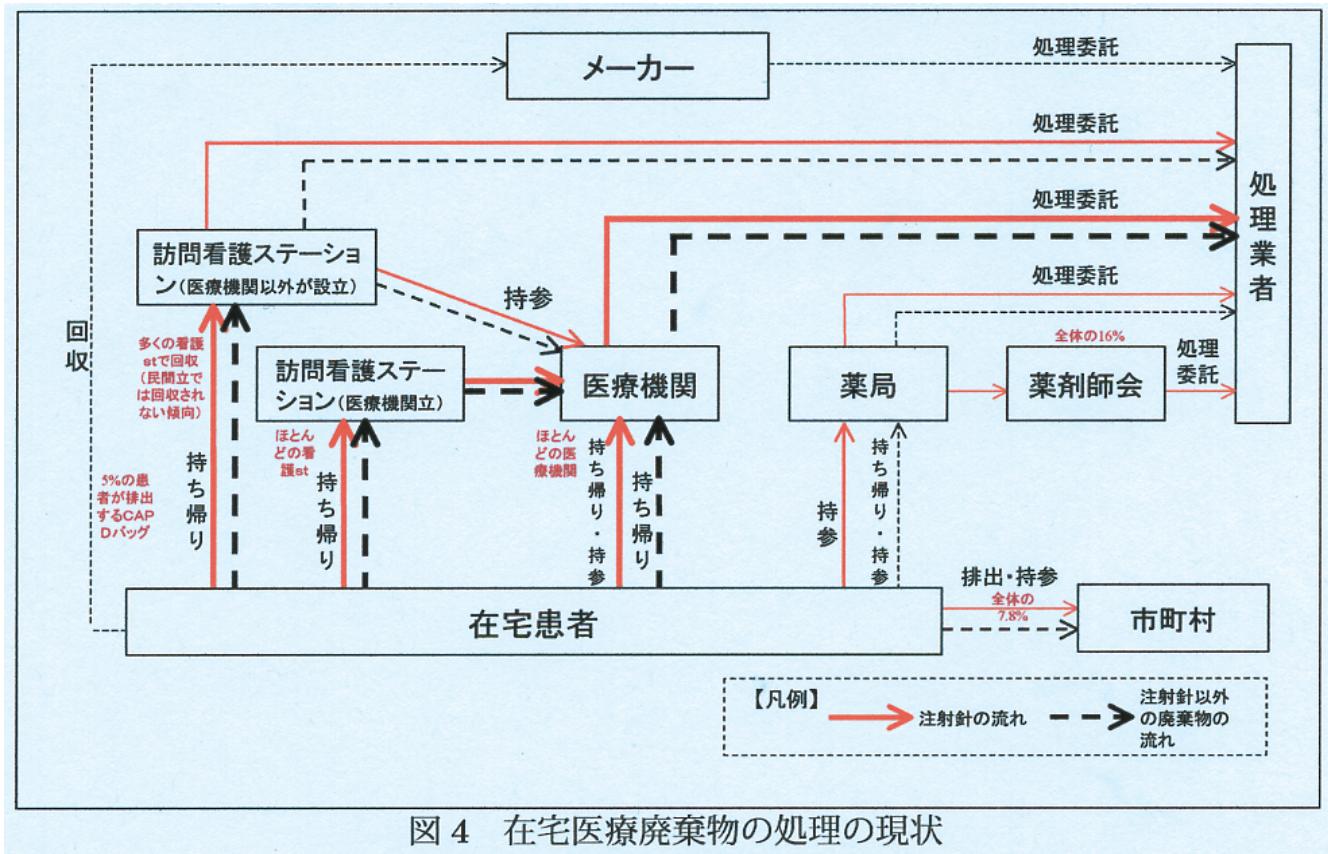


図4 在宅医療廃棄物の処理の現状

問題解決のためには、患者教育が個々の患者に合った内容であったか検証する必要があると気付いたので、患者教育を先行実施している施設を紹介しました。

皆様の施設において患者教育の見直しの参考にして頂きたいと思います

#### ★ 患者の役割

- ・廃棄方法等のルールを守る。
- ・医療機関から受取ったパンフレット等の内容が分からぬ場合は、医師や看護師に確認する。
- ・廃棄物を安全に回収・処理するためには患者さんの協力が重要です。

#### 4. その他

今年の4月に日本看護協会より、「耳朶穿刺時の針刺し事故について」の緊急安全情報が出されました。血糖測定時の穿刺部位を耳朶で行った場合、穿刺針が耳朶を貫通し、医療従事者の指を刺傷し、感染の恐れがあるということでした。

微量採血やインスリン注射を患者の家族が行う場合があります。この情報も患者教育の参考にして下さい。

平成 22 年 3 月 1 日 厚生労働省 医政指発 0301 号 1 号薬食安発 0301 号第 7 号  
耳朶穿刺等の微量採血のための穿刺器具の取扱いについて（注意喚起及び周知依頼）  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/dl/100301-1.pdf>

平成 22 年 3 月 31 日 厚生労働省 医薬品等安全性関連情報  
医薬品・医療機器等安全性情報 267 号  
微量採血のための穿刺器具の取扱い時の注意について  
[http://www1.mhlw.go.jp/kinkyu/iyaku\\_j/anzensei\\_jyouhou/267.pdf](http://www1.mhlw.go.jp/kinkyu/iyaku_j/anzensei_jyouhou/267.pdf)